資　料　4
第33回児童福祉審議会
令和7年5月22日（木）

横須賀市社会的養育推進計画の策定について

１．概要

「横須賀市社会的養育推進計画」は、平成 27 年度から令和 11 年度までの 15 か年の計画として、５年ごとに前期、中期、後期に区分され、各期の取り組みについて見直しを行うこととしています。現行の「中期計画」が令和６年度で終了するため、当該計画を見直し、令和７年度からの新たな計画として「後期計画」を策定しましたので報告します。

２．計画について

（１）計画期間

令和７年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）まで（５年間）

（２）計画の特徴等

「こどもが権利の主体」の理念のもと、「永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保障（パーマネンシー保障）」及び「家庭養育優先原則」に基づき、「こどもの最善の利益」の実現に向けた取り組みを掲げるとともに、具体的な数値目標を設定しました。

また、市全域を一つの児童相談所で対応できる強みを活かし、虐待予防から対応まで、「こども家庭センター」と児童相談所等が密接に連携し、迅速かつ切れ目のない支援を実現します。

なお、社会的養育の当事者であるこどもへのアンケート・ヒアリング、及び養育者へのヒアリングを実施し、双方の意見の反映に努めました。

３　今後の実施・進行管理体制など

（１）実施体制

民生局こども家庭支援センターを中心に、関係部局と連携して計画を推進します。

（２）進行管理体制・評価方法

国が定めた評価指標に加え、市の実情に合わせた独自の評価指標を毎年度設定し、計画の進捗状況を管理します。また、毎年度の評価結果を児童福祉審議会子ども・子育て分科会に報告するとともに、ホームページで公表するなど市民への情報提供を定期的に行います。